

年 月 日

排水設備設置猶予申請書

福山市上下水道事業管理者 様

申請者 〒
住所
ふりがな
名前 印
連絡先

次の土地又は建築物について、排水設備の設置の猶予を希望しますので、関係書類を添えて申請します。

(1) 土地又は建築物の所在地	福山市	
(2) 猶予を申請する事情（裏面の区分から選択して記入してください。）	区分	
(3) 猶予を申請する事情の区分が1又は2の場合は、該当するものに○印を付してください。	○印	
区分1	申請者の所得の状況（市町村民税課税証明書等）を上下水道局職員が閲覧することに同意します。	
区分2	申請者の浄化槽法定検査の結果を証明する書類（浄化槽法定検査判定結果票等）を上下水道局職員が閲覧することに同意します。	

※猶予を申請する事情及び添付書類は裏面をご覧ください。

※申請者欄の記入について、申請者が個人の場合は、押印に代えて署名することができます（法人の場合は、押印省略不可）。

整理No. 水栓No. (く ・ 単 ・ 合)

様式第1号（第4条関係）

区分	事情	期間	書類
1	排水設備の設置に必要な資金の調達が困難な事情があること。	3年以内	① 前年（1月から6月までの間に申請する場合にあっては前々年）の所得状況（市町村民税課税証明書等）を証明する書類 ② 土地又は建築物の所在地を示す書類(地図等)
2	合併処理浄化槽(浄化槽法(昭和58年法律第43号)第2条第1号に規定する浄化槽をいう。)により適正な管理のもと汚水进行处理していること。	5年以内	① 浄化槽法第7条第1項又は第11条第1項の規定による検査の結果(浄化槽法定検査判定結果票等)を証明する書類 ② 土地又は建築物の所在地を示す書類(地図等)
3	排水設備を設置することにより、建築物に回復することができない損害が生じ、又は生ずるおそれがあること。	損害が生じ、又は生ずるおそれなくなるまでの期間	① 回復することができない損害を示す書類 ② 土地又は建築物の所在地を示す書類(地図等)
4	土地の地形又は建築物の構造により排水設備の設置が困難な事情があること。	排水設備の設置が困難な事情がなくなるまでの期間	① 排水設備の設置が困難であることを示す書類 ② 土地又は建築物の所在地を示す書類(地図等)
5	建築物から長期間にわたり汚水が排出されないこと。	汚水が排出されない期間	① 建築物から長期間にわたり汚水が排出されないことを示す書類 ② 土地又は建築物の所在地を示す書類(地図等)
6	建築物が近く除去される予定があること。	2年以内	① 建築物の使用計画書 ② 土地又は建築物の所在地を示す書類(地図等)
7	管理者が特に必要と認めた事情があること	管理者がその都度定める	① その都度定める ② 土地又は建築物の所在地を示す書類(地図等)